

非常勤職員（期間業務職員）の募集について

総務省東北管区行政評価局では、青森行政監視行政相談センターが対応する国、地方の業務改善の補助及び行政相談業務の補助等を行う非常勤職員（業務改善補助職員）を採用することとしています。募集要領は次のとおりです。

募集要領

| | |
|-------|---|
| 職名 | 業務改善補助職員 |
| 職務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、地方の業務改善の補助に関すること ・ 行政相談委員の支援等の行政相談業務の補助に関すること ・ 行政に関する苦情等の受付・処理の補助に関すること ・ その他任命権者が指示する事項 |
| 募集人員 | 1人 |
| 応募資格 | <p>以下の条件を満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国ないしは地方行政について知識と経験を有し、行政運営の改善に熱意を有していると認められる者 ただし、これによる任用が困難な場合は、民間において苦情の受付・処理の経験を有する者も含む なお、以下に該当する方は、応募できませんので、御了承ください。 1 日本国籍を有しない者 2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） |
| 勤務時間 | 週4日（土日休日を除く） 8時30分から17時15分まで 休憩時間：12時00分から13時00分まで ※勤務日については採用決定後、要相談 |
| 勤務地 | 青森行政監視行政相談センター（青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎4階） |
| 雇用期間 | 令和8年4月1日から9年3月31日まで (採用後、原則として1月間は条件付採用期間とします。) |
| 賃金支払日 | 原則として毎月16日（毎月末日締切翌月支払） |
| 賃金 | 概ね日給12,833円 ※期末・勤勉手当：有（当方規定による） ※住居手当：無 |
| 通勤手当 | 有（当方規定による。） |
| 退職手当 | 無 |
| 加入保険等 | 雇用保険 社会保険（厚生年金保険及び国家公務員共済組合制度（短期給付）が一定条件下で適用されます。） |
| 住宅 | 無 |
| 応募方法 | <p>以下の書類を下記宛先まで郵送又は電子メール（ファイル形式はPDFとしてください。）により提出してください（令和8年2月13日（金）必着）。</p> <p>① 履歴書（顔写真貼付） ② 職務経歴書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送で応募する場合は、封筒に「業務改善補助職員応募」と朱書きしてください。 ・電子メールで応募する場合は、件名に「業務改善補助職員応募」と記載してください。 ・書類選考の上、通過者のみ面接日時等を通知いたします。 |
| その他 | <p>応募の秘密については厳守いたします。</p> <p>採用者にあっては国家公務員法の適用を受けます。</p> <p>雇用期間後については、勤務成績が一定条件を満たした場合、再採用されることもあります。</p> |

履歴書の送付先

〒030-0801

青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎4階

青森行政監視行政相談センター

（メールアドレス）aomor-saiyo★soumu.go.jp

（送付の際は「★」を「@」に置き換えてください。）

問合せ先

青森行政監視行政相談センター（相馬、坂田）

TEL 017-734-3354